

報告第1号

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例の報告及び承認について

上記の議案を提出する。

平成22年6月7日

提出者 葛飾区長 青木克徳

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成22年5月19日葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、報告し、その承認を求める。

葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例

葛飾区国民健康保険条例（昭和34年葛飾区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第14条の3第2号中「第72条の4第1項の規定による繰入金、法第72条の5」を「第72条の4」に改める。

付則第10条（見出しを含む。）中「平成20年度及び平成21年度」を「平成22年度から平成25年度までの各年度」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。